介護予防・日常生活支援総合事業の単位改正について

（通所型サービス独自・定率「Ａ７」の加算に係る補足）

　新型コロナウイルス感染症への対応として所定単位数に１／１，０００の上乗せ分を加算するものにつきまして、Ａ７においては加算率の設定ができないことから、上乗せ分に当たる１～２単位を各自設定しています。恐れ入りますが、所定単位数に応じたサービスコードの選択をお願いいたします。

【基本報酬の単位数に対する上乗せ単位数について】

　①１，４９９単位以内　⇒　１単位（※）

　　対応するサービスコード：2070（１割負担）、2071（２割負担）、2072（３割負担）

　②１，５００単位以上　⇒　２単位

　　対応するサービスコード：2073（１割負担）、2074（２割負担）、2075（３割負担）

　※基本報酬の単位数に１／１，０００を乗じて四捨五入した結果が小数点以下となる場合は、上乗せ単位数は１単位となります。

例示パターン①

前提条件

◆利用サービス：1001

「通所型独自サービス1回数・同一建物減算１回数(１割負担)」

◆利用回数；２回

　　計算式

２９０単位　×　２回　＝５８０単位　<　１，４９９単位

⇒サービスコード：2070（１割負担）を選択。

５８０単位　+　１単位　＝５８１単位

例示パターン②

　前提条件

◆利用サービス：1004

「通所型独自サービス2回数・同一建物減算2回数(2割負担)」

◆利用回数；5回

　　計算式

３０１単位　×　5回　＝１，５０５単位　>　１，４９９単位

⇒サービスコード：2074（2割負担）を選択。

１，５０５単位　+　2単位　＝１，５０７単位